

議案第 33 号

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 26 年 5 月 29 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年亀山市条例第98号）の一部を次のように改正する。

別表第2その他の一般廃棄物の部事業活動によって生じた一般廃棄物の項中「（10キログラム未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し）」を「160円。ただし」に、「、10キログラムと」を「10キログラムとし、10キログラムを超え10キログラム未満の端数があるときはその端数を四捨五入」に改め、「） 100円」を削る。

別表第3を次のように改める。

産業廃棄物の処理に要する費用
搬入量10キログラムにつき370円。ただし、当該搬入量が10キログラム未満のときは10キログラムとし、10キログラムを超え10キログラム未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。